

Q-11

障害福祉サービス事業の用途に供する施設が飲食店舗の形態を有する場合、飲食店舗ですか。それとも児童福祉施設等ですか。

A-11

令第19条に規定する児童福祉施設等と判断する場合があります。

用途の判断をする場合は計画施設の根拠法令に基づき、令第19条の児童福祉施設等に該当するか確認する必要があります。